

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業の精神の「社是」ならびにお客様第一を標榜する「経営理念」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことにより、品質・コスト・納期において、お客様の発展に寄与し、信頼を獲得することを通じて、株主をはじめとする仕入先、地域社会、従業員等、すべてのステークホルダーとの良好な関係を構築することにあります。

当社では、これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの実効性の確保が不可欠との認識を共有しており、グループ各社が展開する事業や社員のあるべき姿の指針となる経営計画に則して、グループ会社の管理方針や管理体制などを明示したグループ経営要綱及びグループのすべての役員、社員が遵守すべきグループ規定類を定め、グループ内のガバナンスを強化しております。

当社は、2018年10月1日付にて「ダイヤモンドエレクトリックホールディングス持株会社」を設立し、当社を持株会社として、事業会社のダイヤモンド電機および子会社の構成で事業活動を展開しております。今後、当社グループを大きく発展させるためには、事業会社の競争力をさらに活性化させる経営体制が必要と判断し、持株会社体制に移行したもので、中期経営計画「DSA2021」に則して当社グループ全体の企業価値の最大化を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2 議決権の電子行使および招集通知の英訳】

当社株主における機関投資家や海外投資家の比率は、現状では株主数・議決権比率はともに低いものと認識しておりますが、今後皆様のご意見・ご要望、必要な費用等を勘案しながら、議決権の電子行使を可能とするための環境づくりや招集通知の英訳を引き続き検討してまいります。

【補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者計画】

後継者の計画につきましては、経営戦略等を踏まえた経営幹部の能力開発、執行役員等への登用、業務執行状況の監督等への関与を通じて、次世代人材の育成を進めておりますが、プロセスの透明性及び公表については、今後の検討課題としてまいります。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性】

当社は、取締役7名中3名が独立社外取締役(監査等委員)で構成される取締役会となっており、社外取締役の意見や要望を積極的に聞き、取り入れることで、取締役会全体の実効性を確保するとともに、その実効性も高めておりますが、その評価・分析につきましては、監査等委員会の活用を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が持続的に発展していくためには、多様な企業と幅広い協力関係が必要となりますが、当社の中長期的な企業価値の向上の観点から、経営戦略上必要と考えられる株式については、政策的に保有していく方針です。

議決権行使につきましては、投資先企業の経営方針を尊重の上、上記観点に立って、慎重な検討を行い、判断してまいります。

主要な政策保有株式につきましては、毎年、取締役会において、経済合理性や当社の企業価値向上への貢献などを総合的かつ中長期的に勘案しながら、保有状況の確認を行ってまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

利益相反取引、競業取引については、取締役会規則において、取締役会決議事項と定め、会社や株主の共同の利益を害することがないようにグループ責任権限規定に従って適切に監視を行っています。なお、関連当事者間の取引が発生した場合は、関連法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

年金資産の運用は、将来にわたり年金給付を確実に行うために必要とされる収益を長期的に確保することを目的とし、政策的資産構成割合を定めています。運用受託機関の選任に当たっては、当該運用受託機関の投資方針、運用プロセス、コンプライアンスなど、定性面や定量面からの評価を行い、また、その運用受託機関のスチュワードシップ活動への取組み内容を確認します。当社においては、財務経理と人事労務の各担当役員が運用受託機関から定期的な運用報告を受けるとともに、政策的資産構成割合の見直しを行います。また、運用機関との意見交換や資産運用セミナーへの参加などにより人材育成の取組みを行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経理理念および経営計画については、当社ホームページ、有価証券報告書において公表しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

1. 基本的な考え方

基本的な考え方は本報告書「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

2. 基本方針

1) 株主の権利・平等性の確保に努める。

2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。

3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。

4) 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務を適切に果たすよう努める。

5) 株主との建設的対話に努める。

()経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

社外取締役の提言のもと、監査等委員である取締役を除く取締役、監査等委員である取締役の報酬 総額の限度額をそれぞれ設定するとともに報酬水準の見直し、株式報酬等のインセンティブ導入を株主総会決議等により図りました。監査等委員である取締役を除く取締役ににつきましては、会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等総合的に勘案して、監査等委員である取締役を除く取締役の協議、監査等委員である取締役ににつきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

()経営陣幹部の選任と取締役候補指名に当たっての方針と手続

取締役候補者については、経営理念、今後の事業展開等に基づき持続的な企業価値の向上を可能とする知見および実績を有することを選任方針とし、取締役会において審議の上、決定しております。監査等委員である取締役については、役割に応じた必要な能力、経験を有することを選任方針とし、監査等委員会の同意を得て、取締役会において審議の上、決定いたします。

()経営陣幹部と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役(監査等委員である取締役を含む。)の個々の選任に際しては、上記()の選任方針に基づき、取締役会、監査等委員会全体としてバランスを備え、各機能を高めることを期待し、選任理由を明確にした上で、取締役会の決議により決定します。

【補充原則4 - 1 取締役会の経営陣への委任の範囲】

取締役会の決議が必要な項目としては、(1)法令に定める事項、(2)定款に定める事項、(3)その他取締役会規則に定める事項があり、経営陣の執行権限については、グループ責任権限規定において明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は独立社外取締役選任にあたり、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準を満たす者の中から、当社経営への助言・提言および監督機能を発揮するために必要な知見経験、高い見識を有する方を候補者として選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方、取締役選任の方針・手続】

当社は自動車機器、電子機器の広い範囲の事業をグローバルに展開していることから、取締役会全体としてこれらの事業分野および管理部門等に精通し、経営の意思決定を迅速に行うことができる社内出身の取締役と、多様な視点から企業価値向上やガバナンスの充実について意見を述べ問題提起を行うことができる社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、迅速な意思決定を可能とする員数での取締役会構成しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

監査等委員である取締役を含む取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて毎年開示しております。なお、社外取締役は上場会社の役員は兼任しておらず、業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

監査等委員である取締役を含む取締役に對して、その役割を果たす上で必要なトレーニングの機会を継続的に提供します。特に社内役員に対しては、法令順守、会社法やコーポレート・ガバナンスに関する知識、企業価値向上に有用な知識等について弁護士等の社外専門家を交えて研修を実施します。社外取締役に對しては、就任に際して当社グループの概況に関する説明を実施するとともに、外部監査団体等が主催する教育プログラムに適宜参加の上、監査等委員会にて情報共有しています。

【原則5 - 1 株主との建設的対話に関する方針】

当社の株主との対話については、広報・IR担当部門が対応して、タイムリーに情報を開示すると共に、投資家との面談の実施やメールなどによる株主・投資家からの問い合わせに対応するなどの様々な機会を通じて株主等との建設的な対話の機会を持つように努めております。当社経営方針、企業の成長戦略にかかる取組みについて理解を得よう努めるとともに、株主等の声に耳を傾け、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。当社では、四半期毎に実質株主判明調査を実施し、取締役会報告事項として、株主構造の把握を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	508,516	14.09
池永 重彦	365,450	10.12
ダイヤモンド電機取引先持株会	322,800	8.94
池永 辰朗	257,400	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	204,800	5.67
豊栄産業株式会社	155,000	4.29
ダイヤモンド電機社員持株会	100,514	2.78
第一生命保険株式会社	96,000	2.66
株式会社三井住友銀行	80,240	2.22
株式会社りそな銀行	80,000	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 多佳志	その他													
岡本 岳	弁護士													
古川 雅和	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

吉田 夢佳志				同氏は、これまでの企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただける事を期待して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただける事を期待して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。
岡本 岳				同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に反映していただける事を期待して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。
古川 雅和			同氏は、平成15年6月まで当社の取引先金融機関である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、業務執行から離れて10年以上が経過しております。また、同行と当社の取引について、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行への借入依存度および当社株式保有比率は他行に比べ突出しておりません。よって、当社の意思決定に対し、同氏が出身会社の意向により著しい影響をおよぼす可能性ないと考えております。	同氏は、これまでの銀行において長年金融業務を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見、経営に関する高い見識と監督能力を、社外取締役として適切に遂行していただくと判断して選任いたしました。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき、独立役員として選定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くこととし、当該スタッフの人事および評価については、監査等委員である取締役の意見を尊重するなど、取締役からの独立性の確保および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人として仰星監査法人を選任し、期中および期末の会計処理に関する監査を受け、適正な会計処理に努めております。監査等委員会、内部監査担当部門ならびに会計監査人が連携して三様監査の体制を構築しております。日常の監査活動の強化に向け必要とする追加の監査、調査の実施、あるいは取締役の職務執行と執行役員の業務執行の状況を監査、監督しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度の対象者は、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。)ならびに委任型執行役員などとし、報酬と当社の業績および株価価値との連動性をより一層強めることにより、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気の向上を図ります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、親会社の執行役

該当項目に関する補足説明

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度の対象は、当社の取締役(社外取締役を除く。)、委任型執行役員に加え、事業会社の本部長ならびに本部長ほかまでの経営幹部を範囲として、中長期的な業績向上と企業価値向上を目指します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

すべての取締役(監査等委員を含む)の年間報酬額の総額については開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で会社業績、同業他社比較、従業員給与水準、取締役の管掌業務等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役を除く取締役の協議、監査等委員である取締役につきましても、監査等委員である取締役の協議により決定します。なお、平成30年6月22日開催の第79期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額70百万円以内とする株式移転計画書が決議されました。同じく株式移転計画書において、当社の中長期的業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を含み、社外取締役を除く。)に対して株式報酬型ストックオプション(新株予約権)制度を導入します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役(監査等委員)に対して議事次第に係る資料の事前配布、あるいは重要議案については該当部門からの事前説明、あるいは監査等委員会において情報共有を行いながら、運用を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に規定されている取締役会および監査等委員会による統制を基本として、経営管理機能の強化、効率性の確保に向け、以下の仕組みを構築しております。

(1) 取締役会

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名および監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成される定例取締役会を原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会をそれぞれ開催し、経営戦略等重要事項等に関する討議、決定を行うと共に、業務執行状況の監督、年間計画進捗状況の確認等を通して、企業統治の適切な運営に努めております。なお、取締役会の活性化と経営の意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 執行役員会

執行役員会は、グループ責任権限規定に則して決裁案件を討議の上、決裁権者(取締役会含む)に対して意思決定に必要とする意見をとりまとめる審議機関を担っており、また、グループにおける重要な業務執行の情報交換を行ない、業務執行に関するリスクに対して迅速かつ有効な対応に向けた指導や管理を行っております。

(3) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)で構成され、監査等委員である取締役は監査等委員会で定めた監査方

針、業務の分担等に従い、取締役会・重要な会議等に出席し、経営の適法性・透明性について意思決定の適法性確保の観点から発言を行うとともに、取締役の業務執行状況を監査しております。

(4) 会計監査の状況

当社は、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査に関して仰星監査法人を選任しており、法令に基づく適正な会計監査を受けております。なお、同監査法人および当社監査に携わる同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 高田 篤
指定社員 業務執行社員 洪 誠悟

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他2名

なお、主要な海外グループ各社につきましては、KPMG等による会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の活性化と迅速な意思決定、執行責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しております。月1回の定例取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催するほか、グループ各社の業務の執行状況をタイムリーに把握するため執行役員会(審議機関)を設置、運営しております。当社企業集団全体のガバナンス機能を高めるため、当社取締役および執行役員がグループ各社社長を含む取締役を兼務する体制としております。なお、経営の意思決定および執行役員の業務執行を管理監督する取締役会に対して、外部からの経営チェック機能の観点から社外取締役を含む監査等委員による監査が実施されることから、監査等委員会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限(開催日の2週間前)より早期に発送を実施するものいたします。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、第1集中日以外の日程での開催を行うものいたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、同添付報告書類、決算短信、有価証券報告書、その他開示資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当窓口を担当する部門を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	国内外の各種法令や社会規範、会社規定ならびに契約合意事項の順守に向け、明確な違反行為はもとより、違反が示唆、あるいはみなされる行為が予見される場合には、これを回避することができる体制を目指すことから、グループ社員の行動規範として「グループコンプライアンス・ポリシー」ならび「グループコンプライアンス規定」を定めております。また、当社ならびに一部のグループ会社においては、「内部通報窓口」を設置しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ会社の一部ではISO14001の認証を取得しており、これに基づく製品開発、生産活動等環境保全活動に意を用いております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【基本的な考え方】

当社およびグループ各社は、「社是」ならびに「経営理念」のもと「経営計画書（「グループ経営要綱」含む）」を定め、法令順守はもとより倫理的で透明性のある行動を通じてステークホルダーの期待に応えることにより、社会の持続可能な発展に貢献する。

この基本的な考え方に基づいて、当社は取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、その実効性を確保するための体制の整備および継続的な改善を行っております。

【整備状況】

1. 当社およびグループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令および定款に適合しているかを監督する。また、監査等委員会は、取締役および執行役員の職務執行を監督するとともに、内部監査部門を通じてグループ会社の業務内容や財政状態を監査する。
 - 2) 社是ならびに経営理念および経営計画書を制定し、適切な職務執行に際して守るべき規範とし、社内および各拠点で周知を図り、グループ横断的に企業倫理規範の実践に取り組む。
 - 3) コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「グループコンプライアンス・ポリシー」ならび「グループコンプライアンス規定」を施行し、常に法令遵守を意識した職務執行に努める。また、当社およびグループ各社の従業員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを通じて、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - 4) 財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制に関して基本方針を策定し、これに基づく業務の仕組みの構築、改善を進めるとともに、その運用状況を定期的に評価する仕組みの維持改善を行う。
 - 5) 内部監査部門が、品質・環境関係を含む業務全般を対象として、法令・定款・社内規定の遵守状況を監査する。
 - 6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、これらの反社会勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報管理（電磁的記録を含む）につき、グループ責任権限規定およびグループ情報管理規定に従い、適切に処理する。
 - 2) グループ情報管理規定に則して定められた電子情報セキュリティ標準に基づき、情報セキュリティの管理体制を明確化するとともに、情報を適切に管理することで、取締役の職務の執行に係る情報の管理に関する情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
 - 3) 取締役、監査等委員会および内部監査担当部門は、いつでも当該情報を閲覧できる。
3. 当社およびグループ各社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
グローバル化の進展に伴い、当社の経営成績等に影響を及ぼす事業上のリスクが多様化・複雑化している点を踏まえて、「グループ責任権限規定」を軸にリスク関連規定を制定する。これらに基づき、リスクに関する把握・分析・対応方法について、執行役員会（審議機関）および取締役会で報告の上、検討、対処する。
4. 当社およびグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 定例取締役会を毎月開催する。また、中期計画および年度方針について進捗管理するために、グループ各社および各拠点から月次報告や週間報告書で状況を報告する。
 - 2) 委任型執行役員制度を導入し、取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行を監督する機関として機能させる。
 - 3) 「取締役会規則」や「グループ責任権限規定」に則して、経営と業務執行を分離する執行役員制を強化する。
5. 当社およびグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念および経営計画書（「グループ経営要綱」含む）に則して、グループ会社にも適用するグループ規定、制度類の見直しを行う。
 - 2) 当社事業に関して、年度計画を定め、グループ各社を含めて定期的な検討会を開催する。また、グループ各社に対して業務監査を実施する。
 - 3) グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を強化する。「グループ経営要綱」ならびに「グループ責任権限規定」に基づき、グループ各社の責任者は、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を当社に対して行う。
 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、およびその使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くこととし、当該スタッフの人事および評価については、監査等委員会の意見を尊重するなど、取締役会からの独立性の確保および当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
 7. 当社およびグループ各社の監査等委員会への報告に関する体制および報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査等委員会は、定期的に、また必要に応じて取締役から報告を求めることができる。
 - 2) 当社およびグループ各社の取締役および使用人は、上記の求めに応じ報告を行うとともに、必要な情報提供を行う。
 - 3) 取締役会のほか重要会議に出席する機会を確保するとともに、必要に応じて各種議事録、決裁書類等をいつでも閲覧できるものとする。
 - 4) 当社は、監査等委員会に報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、内部監査担当部門・会計監査人から監査結果についての報告を受け、必要に応じて調査を求め、具体的な指示を出すなど日常的かつ機動的な連携を図ることで、内部監査担当部門・会計監査人と緊密な連携が保持される体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 「グループコンプライアンス・ポリシー」ならびに「グループコンプライアンス規定」において、法令順守、反社会勢力排除に向けた姿勢を明示して周知徹底を図っております。

2) 当社では大阪府企業防衛対策協議会に加盟し、警察・関連行政機関等からの情報収集を行うとともに、不当要求を受けた場合に備え迅速に対処できる体制の整備を進めております。

